

(単位 円)

入札 (見積) 執行調書

令和 元年 7月31日
午前 9時50分 執行

工事番号	給水第20号			
工事名	木曾川町黒田一ノ通り地内小口径配水管布設工事			
工事場所	一宮市木曾川町黒田一ノ通り地内			
指名業者	第1回	第2回	第3回	請負代金額
森工(株)	2,100,000	決定		2,268,000
		予定価格 (消費税及び地方消費税を含まず)		2,190,000

工事種別	随意契約理由
水道施設工事	本工事は、給水申込みに伴う工事であり、工事の円滑かつ適切な施工を確保する必要があるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により随意契約とし、当該宅地内工事業者に対して発注するものです。ただし、配水管布設工事負担金が発生する場合は、手数料・加入金・負担金の納入が確認出来次第、契約を締結するものです。